

世田谷区地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する要綱新旧対照表（案）

改正後	改正前
○世田谷区地域公共交通会議設置要綱 平成30年 3 月28日29世交政第141号 世田谷区地域公共交通会議設置要綱 (目的) 第1条 世田谷区地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、及び世田谷区内の道路における旅客の運送のあり方を検討するために設置する。 (所掌事項) 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等の協議に関すること。 (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価の協議に関すること。 (3) 世田谷区内の道路における旅客の運送のあり方の検討に関すること。 (4) 前3号のほか、交通会議の運営方法その他会議が必要と認める事項 (組織) 第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。 (1) 世田谷区道路・交通計画部長 (2) 世田谷区道路・交通計画部交通政策課長 (3) 世田谷区高齢福祉部長 (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者	○世田谷区地域公共交通会議設置要綱 平成30年 3 月28日29世交政第141号 世田谷区地域公共交通会議設置要綱 (目的) 第1条 世田谷区地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、及び世田谷区内の道路における旅客の運送のあり方を検討するために設置する。 (所掌事項) 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等の協議に関すること。 (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価の協議に関すること。 (3) 世田谷区内の道路における旅客の運送のあり方の検討に関すること。 (4) 前3号のほか、交通会議の運営方法その他会議が必要と認める事項 (組織) 第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。 (1) 世田谷区道路・交通計画部長 (2) 世田谷区道路・交通計画部交通政策課長 (3) 世田谷区高齢福祉部長 (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者

改正後	改正前
(5) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者 (6) 区民 (7) 国土交通省関東運輸局長又はその指名する者 (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者 (9) 道路管理者 (10) 交通管理者 (11) 学識経験者 (12) その他区長が必要と認める者 2 前項第4号から第12号までの委員は、区長が委嘱する。任期は2年以内とし、再任を妨げない。 3 委員が任期中に、第1項第4号から第5号まで及び第7号から第12号までの職を離れた場合は新たな委員を委嘱又は任命できるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。 4 第1項第6号に掲げる者について、資格要件、選定方法等は、別に定める。 (会長) 第4条 交通会議に会長を置き、<u>委員の互選により選任された者を充てる。</u> 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員の中から会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。 (運営) 第5条 交通会議は会長が召集し、議事を進行する。 2 交通会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。 3 第3条第1項第2号から第5号まで及び第7号から第10号までに	(5) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者 (6) 区民 (7) 国土交通省関東運輸局長又はその指名する者 (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者 (9) 道路管理者 (10) 交通管理者 (11) 学識経験者 (12) その他区長が必要と認める者 2 前項第4号から第12号までの委員は、区長が委嘱する。任期は2年以内とし、再任を妨げない。 3 委員が任期中に、第1項第4号から第5号まで及び第7号から第12号までの職を離れた場合は新たな委員を委嘱又は任命できるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。 4 第1項第6号に掲げる者について、資格要件、選定方法等は、別に定める。 (会長) 第4条 交通会議に会長を置き、<u>第3条第1項第1号に掲げる者をこれに充てる。</u> 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員の中から会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。 (運営) 第5条 交通会議は会長が召集し、議事を進行する。 2 交通会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。 3 第3条第1項第2号から第5号まで及び第7号から第10号までに

改正後	改正前
掲げる委員は、同一の団体又は機関に所属する者を指定し、代理人として交通会議に出席させることができる。 4 交通会議の議決を要する事項は、出席委員（前項の代理人を含む。）の全会一致を原則とするが、これが困難な場合は出席委員の3分の2以上で決する。 5 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は資料を提出させることができる。 6 交通会議の庶務は、道路・交通計画部交通政策課において処理する。 （会議の公開） 第6条 交通会議は原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を非公開とすることができる。 （1） 交通会議において取り扱う情報が、世田谷区情報公開条例（平成13年3月世田谷区条例第6号）第7条第1項各号に該当するとき。 （2） 交通会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。 2 交通会議の非公開の決定方法、公開の方法、その他会議の公開に関し必要な事項は、区長が定める。 （その他） 第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。 附 則 この要綱は、平成30年4月1日より施行する。 附 則 この要綱は、令和2年4月1日より施行する。 附 則 この要綱は、令和4年●月●日より施行する。	掲げる委員は、同一の団体又は機関に所属する者を指定し、代理人として交通会議に出席させることができる。 4 交通会議の議決を要する事項は、出席委員（前項の代理人を含む。）の全会一致を原則とするが、これが困難な場合は出席委員の3分の2以上で決する。 5 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は資料を提出させることができる。 6 交通会議の庶務は、道路・交通計画部交通政策課において処理する。 （会議の公開） 第6条 交通会議は原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を非公開とすることができる。 （1） 交通会議において取り扱う情報が、世田谷区情報公開条例（平成13年3月世田谷区条例第6号）第7条第1項各号に該当するとき。 （2） 交通会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。 2 交通会議の非公開の決定方法、公開の方法、その他会議の公開に関し必要な事項は、区長が定める。 （その他） 第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。 附 則 この要綱は、平成30年4月1日より施行する。 附 則 この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

